

平成26年度第2回栃木県景観審議会
議 事 録

1. 開催日 平成27年1月22日(木)

2. 開催場所 栃木県公館 中会議室

3. 出席委員 11名

三橋委員、粕谷委員、渡邊(美樹)委員

榎委員、尾登委員、秋澤委員、橋本委員

渡辺(さちこ)委員、野澤委員、服部委員

永倉委員

午後2時00分 開会

1 開会

2 あいさつ 吉田県土整備部長あいさつ

3 審議

○会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。1件だけでお呼び立てして多少気が引けるところがありますが、部長さんの御挨拶にあったように県景観条例に関わることでありますので進めてまいりたいと思います。第1号議案「栃木市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」、内容につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局(都市計画課長) 県都市計画課の大野でございます。私の方から説明をさせていただきます。第1号議案「栃木市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」の御説明をいたします。

お手元の「議案書」の1ページから2ページまでが、第1号議案でございます。議案書の2ページを御覧願います。本案件は、「2理由」に記載しておりますとおり、(1)栃木市が、景観法に基づく景観行政団体として、景観法によりまして、市全域を景観計画区域とする景観計画を策定し、平成27年4月1日から施行を予定していること。また、(2)市の景観計画におきまして、市全域の景観形成方針を定めるとともに、特に景観形成を図る地区を景観形成重点地区として指定し、きめ細かな景観形成基準を設けることとしていること。更に、(3)景観計画において、市全域を対象とした届出制度を規定し、その基準は県の条例基準と同等以上としていることから、二重行政をなくすために景観法との調整を定めた「栃木県景観条例第31条第1項」の規定によりまして、栃木市の区域を、「県条例第3章第1節及び第2節」の規定の全部を適用しない区域として指定することについて、審議会の御意見をお伺いするものでございます。

参考資料の1ページをお開き願います。中ほどに四角で囲んで、栃木県景観条例第31条の全文を記載しておりますので、御覧願います。条例第31条は他の制度との調整を規定したものでして、今回の議案の関係部分にアンダーラインを引いております。要約いたしますと、同じページの「1 議案の内容」の最初の段に記載しておりますように、「景観法に規定する景観計画区域は、県条例第3章第1節及び第2節の規定の全部又は一部を適用しない区域に指定できる」、というものでございます。

今回の案件は、次の段に記載しておりますように、栃木市が、景観法に基づきまして市全域を景観計画区域とした景観計画を策定しまして、平成27年4月から景観計画の施行を予定していることから、前回、10月の景観審議会でも御審議いただきました鹿沼市の案件と同様に、栃木市の区域を県条例の第3章第1節及び第2節の規定を適用しない区域として、県条例の適用区域から外そうとするものでございます。

県条例第3章第1節及び第2節の内容でございますが、これは、参考資料1ページの中ほどに○(まる)で示してありますように、「地域における景観形成」、「大規模行為に係る景観形成」を規定しているものでございます。

参考資料の2ページをお開き願います。これは、県の条例の第3章第1節及び第2節の規定につい

て、栃木市が景観法に基づいて策定した「栃木市景観計画」の対応する部分と対比して表にしたものでございます。

このページを横に見ていただきまして、左が県条例、右が栃木市景観計画の内容を示しております。まず、上半分に示しました第3章第1節の部分ですが、これは、「地域における景観形成」に係る事項でありまして、県条例に代替できる規定が御覧のように市の景観計画で定められております。

また、下半分に示しました、第3章第2節の部分ですが、これは、「大規模行為に係る景観形成」に係る事項であります。市の景観計画においては、御覧のように県条例と同等以上の基準を設けて景観形成を図るとしているものでございます。

このようなことから、先ほど御説明いたしました、議案書2ページの「理由」によりまして、県条例の規定と栃木市景観計画の重複する部分を、県条例の適用区域から外そうとするものでございます。

参考資料の1ページにお戻りいただいて、3「今後のスケジュール」でございまして、本日、景観審議会で審議をいただきまして、本案件に係る区域指定は県の告示によって行うことになっております。栃木市が平成27年4月から景観計画の施行を予定しておりますので、この日を適用日としまして、県としましては2月に告示を予定しているところでございます。

説明は以上でございまして、参考としまして、他市町の状況について御説明させていただきます。スクリーンを御覧いただきたいと思っております。本県の市町の景観行政の状況を示したものでございまして、緑の着色の部分が景観法に基づきまして、景観行政事務を行う「景観行政団体」となっている市町でございまして、また斜線のハッチングをかけている部分が、県の景観条例の適用を受けている市町でございまして。

前回の審議会で御審議いただいたのは、鹿沼市の区域のハッチングを外すというような内容でございましたが、今回は、同様に栃木市のハッチングを外すというものでございまして。なお、鹿沼市につきましては、まだ景観計画が施行されておられませんので、このようにハッチングがまだかかっている状況でございまして、平成27年4月1日をもって、この栃木市と鹿沼市のハッチングを外すものでございまして。また、そのほか、白い区域が14市町ございまして、これは、まだ景観行政団体になっていない市町でございまして、県としましては、これらの市町につきましても景観行政団体となりまして、地域に合った景観行政を進めることを目指しているところでございまして。説明は以上でございまして。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から「栃木市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」、議案の内容について説明がございました。御記憶があるかと思いますが、鹿沼市について、前回のこの審議会で審議していただいた内容と同じということになりますが、改めて確認いたします。この審議会の場合というのは、本日対象となっております栃木市の区域を県条例の適用区域から外すことが適切かどうかについて審議をするということであり、栃木市景観計画の中身について議論するものではない、そういう理解でよろしいのですね。

○事務局（都市計画課長） はい。栃木市の景観計画につきましては、市の景観計画検討委員会、そしてパブリックコメントを経まして住民の意見を聴きながら策定されているものでございます。つきま

しては、当審議会におきましては、会長のおっしゃられましたとおり、栃木市の区域を県条例の適用区域から外すことが適切かどうかについて御審議いただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○会長 分かりました。栃木市の景観計画の中身について議論をするものではないのですが、県の条例の適用を外すにあたっては、県の景観条例と同等、またはそれ以上の景観の形成を図る内容となっているかどうかにつきまして、確認をする必要があります。その確認をした上で議論をしたいと思いません。そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 それでは、栃木市の景観計画について、説明をいただきたいと思えます。お手元に栃木市の景観計画の概要版を配付していただいております。委員の皆様にはこちらを御覧いただきながら、栃木市の方に御説明をお願いしたいと思えます。

○栃木市（都市計画課長） はい。栃木市都市整備部都市計画課の村上と申します。栃木市景観計画の概要について、説明させていただきます。はじめに、栃木市景観計画策定までの経緯について簡単に御説明させていただきます。本市は平成24年4月に景観法に基づく景観行政団体となりましたことから、同年9月に「都市計画マスタープラン及び景観計画検討委員会」「同作業部会」を設置し、平成24年から平成26年にかけて、計5回の検討委員会及び作業部会を開催し、検討、協議いただきました。そこで、栃木市景観計画の素案を作成しました。

また、市民の意見を聴くため、パブリックコメントを平成26年4月12日から1ヶ月間実施し、9月24日に市都市計画審議会において素案の内容及びパブリックコメントの結果について意見の聴取を行い、10月の庁議において了承を得られたことから、平成26年10月に景観計画策定の告示をいたしました。あわせて、景観条例を12月議会に上程し、議決されましたことから、平成27年4月1日からの施行を予定しているところであります。以上が計画策定までの経緯でございます。

続きまして景観計画の概要を、お手元の栃木市景観計画概要版に基づき、御説明をさせていただきます。表紙をお開きいただき、2ページをご覧ください。

景観計画策定の目的であります。本市は太平山・三毳山・岩船山などの山々や、渡良瀬遊水地、巴波川、思川等の水辺環境と自然に恵まれており、また、人々の暮らしの中で育まれた「蔵の街」に代表される歴史的町並みなどがございます。このような、先人たちが守り育ててきた景観を活かしたまちづくりを進めていくことを目的として、景観法に基づく景観計画を策定いたしました。

景観計画の区域につきましては、本市の景観資源や景観構造を活かし、地域の特性に応じた良好な景観形成を図っていくため、市全域を景観計画区域としております。

市民・事業者・行政の基本的な役割につきましては、魅力ある景観を形成するため、良好なパートナーシップを形成し、それぞれの立場での役割と責務を定めております。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。良好な景観形成に関する方針、1の景観まちづくりの基本目標であります。4つの目標を示し、そのテーマを、「人々の営みを重ねて育む 栃木の景観まちづくり」と定めております。

2の景観まちづくりの基本方針につきましては、記載いたしました6つの基本方針を掲げております。3の景観構造別の景観形成方針につきましては、本市の景観構造別に、市街地利用ゾーン、田園・農村的利用ゾーン、自然環境利用ゾーン、特に優れた自然のエリアの4つの区域及び公共公益施設の整備について、それぞれ景観形成の方針を定めております。

次に、5ページを御覧ください。具体的な施策といたしまして、①の良好な景観形成のための行為の基準、②の景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、③の屋外広告物の表示・掲出に関する事項、④の景観重要公共施設の整備に関する事項、⑤の景観まちづくりの推進施策を定めております。

6ページをご覧ください。次に、良好な景観形成のための届出対象行為であります。行為の種類(1)建築物の新築、増築等を行う場合につきましては、高さ10mを超えるもの、または建築面積が1,000㎡を超えるものを届出対象といたしました。(2)工作物の新設、増設等を行う場合につきましては、記載の工作物の種類により、高さ、面積が記載の規模を超えるものについて届出対象としました。この中で、④の再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物につきましては、太陽光に代表される再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物を対象とするもので、太陽光発電装置や、大型の風力発電装置などを想定しております。届出対象とした理由でございますが、本市藤岡地区にある「道の駅みかも」の近隣に、自立型の自動追尾式ソーラーパネルが建設され、近隣の住民から三叡山の景観を阻害しているとの意見を多数いただきました。本市は三叡山以外にも太平山や渡良瀬遊水地など優れた自然環境・自然景観、また蔵の街を代表する優れた歴史的景観を有しており、今後ともこれらの景観を保全を図ることが重要であると考え、届出対象としたものであります。

(3)の開発行為につきましては、10,000㎡を超えるものを届出対象としております。

(1)から(3)につきましては、栃木県景観条例に基づく大規模行為届出制度よりも、届出対象を広く設定しております。(4)の地面に彩色を施す行為につきましては、地面への舗装や舗装面を塗料などで着色する行為であります。この行為につきましても歴史的景観形成を図る地区などにおきまして、周辺に与える影響が大きいと考え、500㎡を超えるものを届出対象としております。

8ページをご覧ください。基本方針に掲げた良好な景観を形成していくため、景観形成基準を記載のとおり定めております。同様に、9ページ、10ページがゾーン別の基準であります。

11ページをご覧ください。最後に、景観形成重点地区の指定についてであります。1の基本的な考え方ではありますが、地域住民と協働し、地域特性に応じた、きめ細かな景観形成を図るべき区域を指定してまいります。2の指定の方針ではありますが、アからウに該当する地域で、地域住民の意向に加え、専門家の意見も踏まえて、制限基準等を定めてまいります。3の「(仮称)栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区の指定」ではありますが、本市におきましては、平成2年より栃木大通り、巴波川周辺及び嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区を含む図面に記載した区域につきまして「歴史的町並み景観形成地区」として定め、「蔵の街」としての町づくりを推進してまいりました。これらの経緯を踏まえ、この約48haの区域につきまして、重点地区としての指定を検討しているところであります。以上で、栃木市景観計画についての説明とさせていただきます。

- 会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号議案「栃木市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」の議案の内容について、そして栃木市から栃木市景観計画についてそれぞれ説明がありました。委員の皆様から、ただいま説明いただいた内容に関して御質問がございましたら、お願いいたします。
- 委員 横向きの資料についてですが、下の段の「プラント等で…」という項目がありますが、これはプラント等の高さということでしょうか。それから、先ほど説明でおっしゃっていた道の駅みかもの太陽光発電施設の件について、変更命令の対象になるのでしょうか、それとも、これはそのまま置いておくのかについて伺いたいと思います。
- 事務局（都市計画課長） プラント等の話でございますが、県では15m、市では10mとなっております。資料では略して記載しておりますが、県も市も高さということでございます。
- 栃木市（都市計画課長） この区域につきましては、景観形成重点地区の指定を検討しているところではございませんので、変更命令が出来る案件ではございません。
- 委員 この書き方ですと、栃木市全域が対象というふうに見えるのですが、そうではないということですね。変更命令は景観形成重点地区に限るとは書いてありますけれども。そうすると栃木市全域で、今後は、ああいう建築物は建てさせないという意味ですか。
- 栃木市（都市計画課長） 景観計画概要版の7ページを御覧いただけますでしょうか。今、委員のおっしゃったところですが、フローチャートの中で、景観形成重点地区につきましては、破線で囲っているところになりますが、設計の変更命令等ができるとなっております。それから、今後、再生可能エネルギーに関連する構造物につきましては、4mを超えるものにつきまして届出が必要となり、その審査の基準が、8ページの行為の基準に記載されているものでございます。そこで「周囲の良好な景観を著しく損ねないよう配慮する」ということであれば、届出をすれば、設置出来るということになります。
- 委員 しつこくて申し訳ないのですが、あの写真にあるものが、高さを4mギリギリにまでに抑えたのであれば、許可が出てしまうということでしょうか。
- 栃木市（都市計画課長） いえ、その場合は届出対象にはならないということになります。
- 委員 届出対象ではないので、作っても構わない、つまり、高さが低ければ届出もいらない、設置しても構わないということでしょうか。
- 栃木市（都市計画課長） そうなります。
- 委員 分かりました。
- 会長 ほかにいかがでしょうか。ちなみに、今スクリーンに映っているあの太陽光パネルの先端、一番高いところは何メートルになるのでしょうか。
- 栃木市（都市計画課長） 10m程度となります。それから、写真の右側に黄色い建物がありますが、建設された当時はこのような色であったのですが、この黄色の色合いが周囲に調和していないのではないかとということで、茶色に塗り直していただきました。
- 会長 4mというと写真の半分以下ですから、かなり景観への影響というものは軽減されるのではな

いかとは思いますが、視点がどこにあるかによって多少印象は違うものだと思いますが。

○委員 お聞きしたいのですが、あのパネルは可動式なのですか？

○栃木市（都市計画課長） はいそうです。自動追尾式といって、太陽を追って自動的に追尾するというものになります。

○委員 そうするとあれが一番高い状態となっているのでしょうか。どのように動くのでしょうか。

○栃木市（都市計画課長） 支点が1点になっておりますので。

○委員 あのまま回転するのでしょうか。

○会長 恐らく、高さはそれほど変化はないのではないのでしょうか。栃木市さんの場合は、このような、いわば前例があるので、以後こういったことで景観阻害を招かないように、景観計画の中で、行為の規制の対象として盛り込んだ、という趣旨でよろしいのでしょうか。

○栃木市（都市計画課長） はい。

○委員 参考までに、県の方にお聞きしたいのですが、今、再生可能エネルギー、特に太陽光発電施設が景観を阻害する要因になるという事例があるのですけれど、栃木市さんでは再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物を届出対象とするとのことですが、栃木県ではこういった文言はないのですよね。今後の方向としてはどうなののでしょうか。

○事務局（都市計画課長） はい。太陽光発電施設、特にメガソーラーといった大規模なものについては、2年ほど前からいくつか議論がございまして、県としてもいくつか調査をしたりしていますが、全国的に見ましても、こういった届出とか規制をやっているところがなかなかないという中で、最近、国、環境省が国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置について何らかの措置をしようとして動き出したということでございますので、現在では、そういったところの状況をみながら、ただ、一律に県の条例というのは県全域ということになりますので、つまり、県の条例の適用区域はスクリーンに表示されたハッチングのあるところとなりますので、これを一律にやるということは非常に難しいのかなと。なお、県内では、那須町において規制をはじめたという話を聞いているところでございます。以上が現在の状況でございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員 委員の恐らく心配は、ディスターブ度、乱し度だと思うのですよね。基本的には県から市に移行したときに、計画はかなり、高さも抑え気味とか、広さも少し狭くしたりとか、そういうことで、県と市はこの比較表を見るとかなり抑え気味になっているのですけれど、ただ、今の写真を見ると高さだけでなく、どこに建てるのということを考えないと、例えば極端な話、園児が通う幼稚園の道路のそばにああいったものが建ったときに、これは大人以上に相当僕は景観的に問題だなという気がするのですよね。市の条例というのは、よりきめの細やかな条例だと思うのですよ。だから、基本的に市に移行するというのは、きめが細くなるということで賛成なのですから、今の恐らく委員の心配は、きめが細かいということはどういうことなのかな、ということより慎重に考えないと。高さ、数値だけ合っていればいいということになってしまうので、それはちょっと違うのかなという気がするのですよね。市に移行するのは結構なのだけれど、やはり数値が、高さが低めですよ、そう

ということだけではない、ひとつの配慮をしていかないと。僕は今、台東区とか上野でやっているのですけれど、漏れの部分で結構問題になっているのですよね。そこで、要するに、数値が合っている、数値以下だからいいでしょ、ということで決められてしまうと色々な問題が出て来るのですよね。だからこの場合は恐らく、プラントの場合は高さだけでなく、どこに建つのだろうかというのがかなり重要ではないのかなと思うのですね。人目に触れる常住系としての生活環境の中にあのようなものが出てくる時に、これはやっぱり違和感があるよね。という気がするのですよ。でそれを条例の中でもうひとつきめの細やかさをプラスしたらいいのかなという気がするのですけれど。反対ではないのですけれど。数値ではない、何か配慮が必要なのかなと。

○委員 委員にフォローしていただいて、大変ありがとうございます。そのとおりで、栃木市さんではないのですが、気になっていることがあります。足利の病院の敷地内に風力発電の大きな建物が出来たのですね。風力は景観ということ、これは景観の審議会で違うのかもしれないのですけれど、健康にも影響があるという風に言われているものが、どうして病院の敷地内に出来たのかなということとずっと疑問に思っておりまして、これからは、建造物というものは景観だけではなくて、時代が急速に変わって健康という面も大いに出てきてしまって、こういう太陽光のものも佐野市にあるのですが、とても威圧感のある、太陽の角度に合わせてあれが回る訳です。そして近くにいくとうなり音がしますし、すごく異様な建築物だと私は思っているのですね。ああいうものが、ただの景観ということだけで片付けられなくなっている時代なのではないのかなという風に感じまして、これだけで規制が出来るのだろうかということがすごく心配だったところをフォローしていただいたので、ありがとうございます。

それから、同じところで「500㎡を超える地面に彩色を施す行為」というのがあるのですけれど、これは何なのかなと思って、今、アスファルトの彩色とかおっしゃっていたのですが、私、佐野市なのですが、佐野市では、現にお店が地面にプロジェクションマッピングで宣伝をする時代なのですよね。ペイントするということではなくて、ペイントはしませんが、光を当ててプロジェクションマッピングを地面に映している訳ですね。そういう、絵を描いて取れないということだけではない、景観というものも現実に、もう先に先に来てしまっているのではないのかなと、そういう規制も追いついていけるのかなという心配が少しあります。

○会長 光環境ということでしょうか。ネオンとかですね。

○委員 そうです。道路とかにお店の宣伝を夜になると映し出すというものです。

○会長 壁面もありますよね。屋外広告物の関係になるのでしょうか。

○委員 関連してよろしいでしょうか。この「500㎡を超える地面に彩色を施す行為」というものは、割と広い範囲になるので、駐車場とかそういったものになってくるのかなと思うのですが、栃木市さんで想定されているような具体的な例とかというものはあるのですか。

○栃木市（都市計画課長） はい。今、委員さんがおっしゃったとおりでございまして、駐車場が主に大きなものだと思うのですが、実はこの計画策定をしている段階で、金沢市のまちなかで駐車スペースを分かりやすくするために、青色のペイントを駐車場に施したらしいのですね。で、非常に町の景

観を阻害するというので、規制をしなければならぬというようなお話もありまして、私どもの蔵の街につきましても、落ち着いたある景観を目指していきたいというところがございまして、蔵の街のなかで、地面に彩色をする行為も景観を阻害するかなということで、大規模なものについて規制をしていきたいと思いますということで、県内では初めてだとは思いますが、今回規制の対象とさせていただきます。

○会長 確認ですが、栃木市景観計画で考えておられるのは、委員の言われた映写するというのですか、光を使用して一時的に彩色する、彩色されたように見えるというものは、対象には入れていないということでしょうか。

○栃木市（都市計画課長） 対象とはしておりません。

○会長 そうですと、この光の部分でここで議論すると、1号議案の本題から少し外れてしまいますので、これは意見をお聴きしたということにしたいと思います。それから、委員から指摘のあった位置の問題ですが、これは、4m以上であれば届出が必要ということで、運用上、場合によっては、設置する位置をずらしてもらうということは可能だとは思いますが、詳しくは分かりませんが、今の景観法あるいは景観条例の仕組みの中では、立地規制までは出来ないということになります。ここについては委員、何かよい運用などはあるのでしょうか。

○委員 基本的に景観というものは、人が見て成立する、“景を観る”訳ですから、条例の欠けている部分は、眺望の視点が無いのですよ。人が入った時にどうだという視点が無い。物理的に高さがこうだからということでは出来ない。だから、きめが細かいのであれば、眺望の視点で考えないと、それは要するに県の数値よりも低いから、それはきめが細かいということにはならない。人の視点をかなり意識しないとまずいのではないのかなという気はしますよね、基本的には景観というものは距離が関係したり、方向性が関係したり、見え隠れが関係したり、色々なことが関係するのですけれど、先ほどの写真は、あの景観で暮らすとするとぎよっとしますよね。高さは確かに抑えられているからいいのかどうか、あるいは4m以下であればいいのかどうか、そういうことは、やはり建てる場所によって、例えば山の背後にあるのであればいいのだろうけれど、道路に直に出て来ると相当これはやはり、ある意味では、はっきり言えば暴力なのではないか、視覚暴力だよねと言う気がするのですよね。

○会長 4m以上の場合届出が必要だという時に、届け出た内容で委員の指摘する場所の問題といたしますか、場所がここだということが把握出来るのですが、その結果を受けて指導といたしますか、この場所ではちょっとどうでしょうという、具体的にそういった運用というものは可能でしょうか。

○栃木市（都市計画課長） 先ほども申しあげたのですが、重点地区という形で指定をしましたところには、景観上好ましくないということも言えるのですが、周辺の眺望と調和したというのが、委員がおっしゃったように観る場所であったり、観る人であったりでなかなか違う部分がございますので、規制につきましても、派手な彩色とか、パネルによる反射とかが眺望を阻害するようなものをある程度是正していただくという程度にとどまるものになるのかと考えます。私どもの方には、太平山というところを風致地区として条例で規制をかけている地区があるのですが、そこにつきましても、いわゆるソーラーパネルを地面に設置する施設を作りたいということで、要望がありまして、基本的に太

陽光等の設置につきましては、建築基準法も開発許可もいらぬということですね、たまたまそこが風致地区であったことから、風致地区の条例には定めてはいない訳なのですが、高さの制限と色の制限を加えて運用としているところはございます。

○会長 私が関わった那須町の景観条例の中でも、太陽光発電プラントについては盛り込んでおりまして、文言として、こういう風に配慮してほしいと、だから単に高さだけの規定ではなくて、少しきめの細かい規定を付加して、運用しやすくしているといいますか、可能な範囲で。そういうことをしていただけますと、多少、その問題の発生を未然に防くなり、緩和するなり出来るのかなと思いますので、そこは、今後御検討いただければという風に思います。

○委員 ふたつばかり御質問があるのですけれど、まず、このソーラーは 10m程度と言っていましたけれど、工作物確認申請はもちろん受けているのだと思うのですけれど、4 m以下になると工作物確認申請はいらなくなる訳ですよ。

○栃木市(都市計画課長) 太陽光発電施設につきましては、確認申請も開発の許可も不要となります。

○委員 そうなのですか。それなので、先ほど、暴力という言葉も出ましたけれど、道路の近くにこういったものが建っているということが、やはり道路から何m離すとか、そういう規制が必要となってくるかと思われるのですが、特に私もこの写真を見て初めてそういう感じがしました。

それから、あとひとつは、これは宇都宮市のことなので、関係はないのかもしれないのですけれど、アスファルト面に彩色というに関連して、先日、たまたま日曜日に新里街道ですか、ろまんちっく村に行く街道を走っていたところ、左右に自転車道路のブルーのラインが出来てしまっていて、思わずびっくりしてしまったのでね。あのラインもライトブルーですか、すごい色なので、あれなんかは、これからどうしたらいいのかと、とにかくびっくりしました。

○事務局(都市計画課長) 後半のラインの関係ですが、自転車通行帯ということで、数年前に道路交通法の厳格化によりまして、軽車両ということで、車道を走りなさいと明確にされたところがありまして、これは本県のみならず、全国的なものなかで、では自転車はどこを通るのか、ということをも明確にしようということで、その部分については、やはり視覚的に訴えているものです。そのところは景観上考えると、確かに利便性・安全というものと景観というものとトレードオフになるのか、そこは分からないところもありますが、利害と景観がバッティングするところはありますが、自転車通行帯ということをも明確にして、安全性を高めているというものであります。また、最近では着色をやめて、矢印とかといった形でも出来るのではないかと、というところで少し検討もしているところでございます。

○委員 あまりにもライトブルーが、ブルーシートってあるじゃないですか、あれと全く同じ色なので、びっくりしてしまったのですけれど。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

○委員 今の自転車専用道路のブルーラインは、確か、警察が差別化すると事故が少なくなるよということでやったのですよね。でも、そのデータの的には、なったから事故は減ったかというデータはないのですよ。実際に。あれはもうとにかく安全性、確かに道路は安全でなければ困るのだけれど、安全

性だけ考慮して景観的配慮は全然ない訳ですよ。つまり、これと非常に共通しているのですね。これも例えばある種、ちょっと心理的に安全じゃないよねみたいなものと、景観との兼ね合いだと思うのですよね。だからやはり、人が造る人工物というものは、自然の中に人工物を組み込む訳ですけど、その辺は、物理的な数値だけでなく、立地環境ということをどのように考えるかが、実は重要ではないかと思います。これに関しては委員指摘のとおり、数値だけではないもの、こういった計画が出来ている訳ですから、設置する位置関係についても配慮するというような一考があってもいいような気がします。変更するというのではなくて、条件をプラスアルファしてやった方が親切ではないかなあと、それこそきめが細かい景観計画ではないでしょうか。

○委員 私も賛成です。

○会長 そこは、是非、今後御検討いただくということでお願いします。ただ、それがないと、今回の議案として妥当ではないという、そういうことではないとは思いますが。ほかにどうでしょうか。

○委員 景観重要建造物の指定について伺いたいのですけれど、栃木市さんの方では重伝建とか、重伝建申請の計画なども抱えていらっしゃると思うのですが、この景観計画の方で、景観重要建造物を指定される方針・基準をたてられているところなのですが、計画として、どれくらいの期間から、どれくらいの数の建造物の指定を想定されているのか、もしそういった試案があれば教えていただきたいのと、概要版5ページの②の②なのですが、「比較的新しい建造物でも、地域で親しまれ、愛されているものであれば、指定対象とする」ということなのですが、比較的新しいというのは、大体どれくらいのところからを考えていらっしゃるのか、ということについて、要するに近代建築も段々古くなっていくという風に思うのですね。コンクリートの建物についてもですね、その辺りのところと、それからもうひとつ、こうした指定された建造物に対する現状変更の制限がなされるとありますが、逆にその助成ですね、改修とかについての助成についてはどのようにお考えくださっているのか、教えていただきたいのですが。

○会長 3点ございました。よろしくお願いします。

○栃木市（都市計画課長） 現在、栃木市歴史的町並み景観形成地区というところで補助金の助成をいたしました経緯がございまして、大体、歴史的建造物は、昭和初期までの建物が約100件ございます。その辺のところの対象になるのかなと考えております。それと、比較的新しい建造物については、先ほど昭和初期と申しあげましたが、それ以降のものについても、景観上貴重なものとか、残していきたいというものについては、これも景観重要建造物とすることが出来るということでございます。

○会長 それから現状変更の制限に伴う何らかの助成措置についてですね。

○栃木市（都市計画課長） これにつきましては、補助金による助成として、来年度予算の要求をさせていただきます。内容としては、外観の保全に関する補助を考えております。

○委員 分かりました。

○会長 栃木市さんは以前から、蔵造りの建物に係る改修については助成措置をとられていたかと思いますが、これは継続されているのでしょうか。

○栃木市（都市計画課長） はい。これは別に継続して参ります。

- 会長 ではそれに加えて、新たに景観重要建造物に指定したものについても、別の形で助成措置を行っていくということですね。
- 栃木市（都市計画課長） 来年度予算の要求をあげているということでございます。
- 会長 ほかにどうでしょうか。
- 委員 もうひとつよろしいでしょうか。この冊子は概要版ということなのですが、本冊子といいますか、概要版でないものはもう策定されているのでしょうか。
- 栃木市（都市計画課長） 策定しております。
- 委員 2月告示ということですから、もうある訳ですね。
- 栃木市（都市計画課長） はいございます。
- 会長 ほかにいかがでしょうか。ないようでしたら、ここでまとめをしたいと思います。議案第1号をあらためて申しあげますけれど、「栃木市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定すること」、実質的には、県の景観条例から条例に定める項目について一部規定を外すということになるかと思いますが、この件について当審議会として、県条例第3章第1節及び第2節の規定の全部を適用しない区域として栃木市の区域全部を指定することが適切である旨、答申してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 会長 ありがとうございます。それでは、これで第1号議案につきまして承認をいただきましたので、当審議会としましては適切である旨を、答申いたします。
- 本日予定されている審議内容は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。
- 司会 大変ありがとうございました。これもちまして、平成26年度第2回栃木県景観審議会を終了いたします。本日は大変お疲れ様でした。なお、お手元の常用資料につきましては、次回まで事務局で保管いたします。机の上に置いたままで結構ですのでよろしくお願いいたします。

午後3時00分 閉会